

会 議 の 経 過

委 員 長 (川村重光君)

それではご起立願います。

おはようございます。

ご着席願います。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員は12名であります。

定足数に達しておりますので、本日の予算特別委員会を開きます。

開議 (午前10時00分)

委 員 長 (川村重光君)

六戸町議会委員会条例第18条の規定により出席要求をした者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

審査に入る前に、昨日の予算特別委員会でのことで町民福祉課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

町民福祉課長。

町民福祉課長 (保土沢定一君)

おはようございます。

きのうの委員会の中で杉山委員から質問がありました子ども手当について回答いたします。24年度当初予算の子ども手当は、名目上は子ども手当として予算計上しておりましたけれども、年度途中で児童手当という形に変わりましたので、実質は児童手当として支払いしております。支払いの金額は、ゼロ歳から3歳までは1万5,000円、3歳から小学生までは1万円、ただし第3子の方には1万5,000円、それから中学生に関しては1万円という形で24年度は支払いしております。それから25年度の当初予算では児童手当として予算計上してあります。これも金額的には先ほどお話した金額と同様でございます。

それから歳入に関して国庫負担を少なく見積もっておりますけれども、これは段階ごとの国庫の負担が変わった関係で国庫負担が減少しております。ちなみに、25年度に関しては国庫負担は3分の2、それから県負担が6分の1、町の負担が6分の1というふうになってお

ります。これの支払いは6月、10月、2月の年3回で支給してあります。

回答は以上でございます。

委員 長（川村重光君）

同じく教育課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

教育課長。

教育課長（川村政則君）

おはようございます。

それでは高坂委員のご質問にお答え申し上げます。

教育国庫補助金、高坂委員のほうから、平成23年度の5,038万5,000円の予算に対しまして、25年度212万5,000円ということで非常に金額が減になった理由ということですので、お知らせ申し上げます。

まず平成23年度の補助金につきましては、先ほど申し上げたとおり5,038万5,000円、その内訳といたしまして、教育総務費補助金のほうで、幼稚園の就園奨励費補助金が202万7,000円、それから小学校補助金合計で4,834万1,000円、それから中学校費補助金で1万7,000円でございます。特に小学校費補助のほうでは、特別支援教育就学奨励費補助金が10万8,000円、要保護児童生徒補助金2万円、防衛施設周辺防音事業補助金が16万、それから小学校防音機能復旧事業補助金が7,005万3,000円、それから安心・安全な学校づくり交付金が4,100万ということになっておりまして、25年度の212万5,000円に関しまして4,700万ほどの減となっておりますけれども、その内容につきましては、今、お話ししましたように、本年度は学校の工事費についての事業費が計上されておきませんので、4,700万ほどの減額となっております。

失礼いたしました。

小学校防音機能復旧事業補助金、これにつきましては、私、先ほど7,000と言いましたけれども、もう一度訂正いたします。705万3,000円の誤りでございます。

以上です。

委員 長（川村重光君）

暫時休憩します。

休憩（午前10時06分）

再開（午前10時07分）

委員長（川村重光君）

休憩を閉じて会議を開きます。

審査に入りますが、委員及び理事者側の皆様をお願いいたします。

質疑は予算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示し、簡潔をお願いいたします。

また答弁も簡潔をお願いいたします。

なお、発言される方はマイクのスイッチを入れてから発言されるようお願いいたします。

これより各特別会計予算の審査に入ります。

最初に、議案第26号 平成25年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

それではご説明申し上げます。

最初に議案書の389ページをお開きください。

議案第26号でございます。平成25年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

まず第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,945万5,000円と定めるものであり、これは前年度比145万5,000円、率にして0.1%の増であります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

続いて、歳入の主なものについて事項別明細書に基づきご説明いたします。

歳入予算に関する説明書の国保の会計の欄をお願いいたします。事項別明細書の3ページになります。

まず第1款、国民健康保険税、1項国民健康保険税に、一般・退職被保険者の現年度及び過年度分の保険税として、項の計で3億6,310万2,000円を計上、これは前年度比2,100万円、6.1%の増であります。

続いて、4ページ、2款分担金及び負担金、1項負担金に、特定健康診査等負担金として160万5,000円を計上。

4款国庫支出金、1項国庫負担金に、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金として、項の計で2億4,299万4,000円。

同じく2項国庫補助金に、財政調整交付金等として、項の計で9,031万3,000円を計上。

続いて、5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金に、退職者医療療養費分として6,000万1,000円を計上。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金に1億9,976万8,000円を計上。

6ページになります。

7款県支出金、1項県負担金に、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金として、項の計で759万円を計上。

同じく2項県補助金に、財政調整交付金等として9,091万2,000円を計上。

8款です。共同事業交付金、1項共同事業交付金に、高額医療費及び保険財政共同安定化事業交付金として、項の計で1億3,432万9,000円を計上。

10款繰入金、1項他会計繰入金に、一般会計繰入金として保険基盤安定、人件費及び財源補填等で1億816万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

11ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費では、職員給与・連合会負担金等で、合わせて1,527万1,000円を計上。

同じく2項徴税费には、賦課徴収事務費等として782万8,000円を計上。

同じく3項運営協議会費には、前年同額の12万8,000円を計上。

2款保険給付費、1項療養諸費では、一般・退職被保険者療養給付費及び療養費並びに診査支払手数料等で項の計で7億2,035万3,000円を計上、これは前年度比844万1,000円、率をもって1.2%の増であります。

同じく 2 項高額療養費では、一般・退職被保険者等高額療養費及び高額・介護合算療養費として、項の計で7,492万8,000円を計上、これは前年度比896万4,000円、率で13.6%の増であります。

続いて14ページになります。

同じく 3 項出産育児諸費に、出産育児一時金20名分として840万円を計上。

同じく 4 項葬祭諸費に葬祭費21名分として105万円を計上。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等では、項の計で 1 億9,286万6,000円、前年度比2.7%の増を計上。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等では、前期高齢者納付金及び事務費拠出金として、項の計で26万円を計上。

5 款老人保健拠出金は、項の計で2,000円を計上です。

続いて、16ページになります。

6 款介護納付金、1 項介護納付金では9,717万5,000円、これは前年度比0.2%の増を計上であります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金では、高額医療費拠出金・保険財政共同安定化事業拠出金等として、項の計で 1 億6,275万3,000円、前年度比9.7%の減の計上です。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費として1,336万円を計上。

同じく 2 項保健事業費には、保健衛生普及、疾病予防、保健委員費として、項の計で201万6,000円を計上。

9 款積立金及び10款公債費には、それぞれ1,000円を計上。

19ページになります。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金に、一般・退職被保険者等保険税還付金及び還付加算金等として、項の計で前年度同額の121万2,000円を計上。

同じく 2 項繰出金には、国保病院事業特別会計、直営診療施設保健事業分繰出金60万円を計上。

20ページ、12款予備費、1 項予備費には、124万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で議案第26号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

委 員 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

なお、議事進行上、事項別明細書において、歳入、歳出、給与明細書に区分して質疑を受けます。

最初に、歳入の質疑を受けます。

3ページから9ページまでであります。

質疑ありませんか。

4番、高坂委員。

4 番（高坂 茂君）

4ページの款の4、国庫支出金です。1項の国庫負担金のところの1目療養給付費等の負担金が4,700万何がしの減になっております。この内容について中身を教えていただければと思います。減の中身です。

委 員 長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

ただいまのご質問でございますが、療養給付費等負担金が減になったということでございますが、これにつきましては説明欄の一番上の欄でございますが、療養給付費負担金が24年度以降、国の補助基準の率が2%減少した関係で、今回このようなことで減となっております。

以上です。

（「はい、了解しました」の声あり）

委 員 長（川村重光君）

いいですか。

そのほかございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

それでは質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を受けます。

11ページから20ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書についての質疑を受けます。

21ページから30ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成25年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号 平成25年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 (田中茂樹君)

おはようございます。

それでは、議案第27号 平成25年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の395ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算。

第1条では総則を定め、第2条では業務予定量を定め、第3条では収益的収入及び支出の予定額を5億6,286万7,000円と定め、第4条では資本的収入及び支出の予定額を2,879万8,000円と定め、第5条では一時借入金の限度額を2億円と定め、第6条では、職員給与費、交際費からの流用については議会の議決を経なければならないことを定め、第7条では他会計から補助を受ける金額を定め、第8条においては棚卸資産購入限度額を2億5,000万と定めるものでございます。

次に、事項別明細書の14ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

最初に、収入です。

第1款病院事業収益は、前年度と比較して2.1%減の5億6,286万7,000円を計上。

1款医業収益に1.7%減の4億9,707万1,000円を計上、これは入院収益、外来収益、公衆衛生活動等の、その他医業収益です。

次に、15ページでございませう。

2 項医業外収益に5.5%減の6,579万6,000円を計上。

次に、16ページ、支出です。

第1 款病院事業費用に前年度比2.1%減の5億6,286万7,000円を計上。

1 項医業費用に1.9%減の5億5,565万6,000円を計上、これは職員の給与費、医薬品の材料費、委託料等の経費、建物等の減価償却費、棚卸資産の減耗費、研究研修費です。

次に、19ページです。

第2 項医業外費用に27.1%減の358万6,000円を計上。

3 項特別損失は科目設定です。

4 項予備費に362万3,000円を計上。

次に、20ページ、資本的収入及び支出です。

収入の第1 款資本的収入に前年度比47.5%減の2,879万8,000円を計上。

1 項出資金に31.5%増の2,879万8,000円を計上。

21ページ、支出です。

1 款資本的支出は47.5%減の2,879万8,000円を計上。

1 項建設改良費は70.6%減の1,122万3,000円を計上。

2 項企業債償還金は5%増の1,757万5,000円を計上。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

委 員 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

4 番、高坂委員。

4 番（高坂 茂君）

おはようございます。

2点ほど、14ページ、収入のところ、2目の外来収益のところ、説明書きのところ、介護保険事業等とありますけれど、多分ことしからの事業と私は思いますけれど、昨年はなかったんです、といったところで、どのぐらいの事業なのか、内容と収益というんですか、

その説明をお願いします。

それから、もう1点、20ページの収入のところの、県からの多分、補助金だと思いますが、廃目となっておりますけれども、この廃目の理由というんですか、内容について、この2点、説明願いたいと思います。

委員長（川村重光君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

まず最初に、14ページの1款、失礼しました、2目外来収益の中にあります介護保険事業等の関係でございますけれども、これは前からここに計上しております。病院の関係のほうでも、現在の介護認定等における診断とか、そういったものについて対応しておりますので、それらの部分の年間における、大体、月8人ぐらいなんですけれども、それらの年間を見越した収入の計上でございます。

次に、20ページの資本的収入の部分の補助金の廃目なんですけれども、昨年、病院のほうで購入しましたCT、コンピューターの断層撮影装置の県からの補助金3,000万、その部分が25年度はなくなりましたので、廃目という表現に変えてございました。

以上でございます。

委員長（川村重光君）

高坂委員。

4番（高坂 茂君）

廃目についてはCTということで理解できました。

この介護保険事業というのは、私、去年の資料には載ってなかったんで、これは事業としてやっているのであれば、それで了解です。介護の診断ということで理解してよろしいですか。

病院事務長（田中茂樹君）

はい。

委員 長（川村重光君）

いいですか。

そのほかございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

そうすれば、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成25年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号 平成25年度六戸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

それでは、議案第28号 平成25年度六戸町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の399ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を2億9,518万4,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと3.1%の減となりました。

また、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為について、定めにより債務を負担することができる事項、期間及び限度額を第2表のとおり定めるものです。

第3条は、地方債について定めにより起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表のとおり定めるものです。

第4条は、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めにより歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は（1）に定めるとおりでございます。

それでは、款項の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

最初に、歳入歳出からご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

なお、説明の中での増減率は平成24年度当初予算との比較でございます。

第1款分担金及び負担金、1項負担金については、受益者負担金として前年度より46.5%減の192万8,000円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項使用料については、公共下水道使用料として前年度比3.0%増の2,779万7,000円を、2項手数料について排水設備工事検査手数料等で6万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

次のページをお願いいたします。

3款財産収入、1項財産運用収入については、下水道事業整備基金利子として2万円を計上いたしました。

4款繰入金、1項他会計繰入金については、一般会計より前年度比3.7%減の2億4,683万4,000円を計上、2項基金繰入金については、下水道事業整備基金より1,043万8,000円を計

上いたしました。

5款繰越金及び6款諸収入については科目の設定でございます。

7款町債、1項町債につきましては、810万円を計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款事業費、1項総務管理費については、昨年度とほぼ同額の5,254万7,000円を計上いたしました。

主な内容といたしましては、人件費、物件費のほか、委託料に水質検査業務ほかで202万4,000円を計上、負担金補助及び交付金に馬淵川流域下水道維持管理負担金ほかで2,790万9,000円を計上、次のページの公課費、消費税納付金として1,043万8,000円を計上いたしました。

2項建設事業費については15.6%減の1,963万7,000円を計上いたしました。

人件費のほか、工事請負費に公共ます設置工事ほかとして240万円を計上、負担金補助及び交付金に馬淵川流域下水道事業負担金として810万9,000円を計上いたしました。

2款公債費については、長期資金の元利償還金として2.6%減の2億2,300万円を計上いたしました。

以上で議案第28号の説明を終わります。

委員長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入及び歳出、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

12番、苫米地委員。

12番（苫米地繁雄君）

6ページ、7ページに載っているんですが、4ページ、5ページですか、繰越金の一般会計からの繰入金の2億4,683万4,000円、これはわかります。今度、繰越金の1,000円、それから諸収入の2,000円、それから延滞金2,000円、雑入の1,000円、これは歳出のほうにあって、その他の財源に載せるべきじゃなかったかなと思うんですが、一般財源だけを私は計算

していったら、4,000円どうしても合わなくて、これ、一般財源繰り出した金と使った金と4,000円違うなどと思ったら、この金が一般財源に入って予算つくられているんですけども、その他のほうでこれは載せるべきだったんじゃないかなとおしえていただければと思います。

委員 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

ただいまのご質問にお答えします。

繰越金から諸収入までのところなのですが、歳入については科目設定という形でもってきます。歳出のほうといたしましては、一般財源に入れて差し支えないものと認識して。

（「差し支えないかもしれないけれど、何かわかりにくいじゃないですか。計算していくと繰り出した金と本当に違っちゃったものだから、あら、4,000繰り越すべきだったなと思って見たら、その他に全然入っていないんで、それその他に入れるとわかりやすいなと思ったんで、そうすべきじゃないですかということを知っているんです。差し支えなければそれでいいんですが、何か見にくいというか、いらなく計算しなければならない」の声あり）

委員 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

一般財源と特定財源を振り分けるわけですが、特定財源と申しますのは、国県補助金とか、そういった用途が特定されるものが特定財源、一般財源はそうじゃないものというように区別をして歳出のほうに財源充当しているわけですが、ご質問の繰越金、それから延滞金、雑入、これにつきましては、性質上は一般財源で振り分けるべきものと解釈します。

以上でございます。

委員 長（川村重光君）

12番、苫米地委員。

12 番（苫米地繁雄君）

わかります。でも、この特定財源のところを見ると、国県と地方債と、これらに分けてその他と入っていますので、ここに入ってきて当り前じゃないかなと思いますが、いいです、わかりました。そういう場合にしているということで。

委員 長（川村重光君）

いいですか。

（「いいです」の声あり）

委員 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

5番、下田委員。

5 番（下田敏美君）

9ページの工事請負ですが、町長、こういう政府が、こういう大型補正を組んで景気浮揚策をとる場合、よくある手法は、地方へいろんな補助事業を導入するよにということで、多分6月あたりからいろいろ来ると思うんですけども、その場合、環境整備事業が、前の例は、重点的にやるように県の指導が来るんですが、もし今後、大型補正を組んでいろんな補助事業やった場合、町政に押しつけた場合、受け入れる用意があるかどうかお聞きしたいと思います。

委員 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

町にとって必要なものは受け入れますが、不適格と思うものは国であろうともお断り申し上げようと思っています。というのは、この下水道においても、進めつつも、経済効果、地域効果はあったと言いつつ、実際は大きな債務負担という状況をつくり上げてしまっているわけでごさいます、国が景気浮揚といいますが、当町に、今、適格に必要なと思えば、皆さんと相談しながら受け入れる環境をつくろうと思いますが、ただ国がやったから何でもかんでもぶら下がっていくという意識は私自身は持ち合わせてはおりません。やはり道路ですとか、こういうものがあれば、私どもとしては、こういう今も凍結したようなことがありますし、そういうもの等が補修できる部分が拡大してきたというのであれば、当然のこととしてお願いしながらやっていくことになろうかと思いますが、新たなる大規模事業という部分がありましても、この地方の農業が中心である六戸町に相当であるか否か、その辺はあくまで周りがしゃべった言葉よりも私たちが捉えた考え方を重要視しながら進めていくべき、それがこれからの時代だなというふうに思っております。

委 員 長（川村重光君）

5番、下田委員。

5 番（下田敏美君）

わかりました。あえて私いま下水道の関係のところでは言いますけれども、一般会計についても、もしいろんな補助事業あつて道路整備なんかもしできるのであればお願いしたいなと思います。

以上で質問を終わります。

委 員 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

そのようにいろんな可能性という部分はやっていかなきゃならないと思いますが、国も例えば下水道事業に関してのもの、それから浄化槽等、浄化にかかわる部分、これはそれぞれの関連機関が数値で出ている現実があります。今、公共下水における非効率という言葉が

完全に出てまいりました。ただ浄化槽等におけるほうが生活改善のためにいいんだというふうになっておりますので、例えば私どもの町がやっていますように、合併浄化槽ですとか、そういう事業があった場合には、本来、国が公共下水道でやってみたいに、本来サポートしてくるというような施策があってもいいのかなと思ったりもしております。ただ住民に身近なところのものはなかなか捉えてくれない。大づかみな部分で大規模みたいな部分ありますが、そういうふうになりますと、幾ら災害復旧だ何だと言いましても100%ではありません、必ず対応すべき後年度負担という分は発生しますので、その辺をよく確認しなければ、これからは何でもかんでも言いなりみたいな流れは、はっきり申し上げて、それでみんなが失敗したんだろうと、私は地方財政が壊れたのはそれだというふうに思っていますから、必要なものは必要、しかしそうじゃないものはどうだろうか。

国としては本当の何件かでも何個かでも合併浄化槽的な意味あいの中に、公共事業は地方大変なんだからやりますよというふうな部分の施策でもやってくれたら効果的じゃないのかなというふうに思っています。そういうのもあれば、飛んで行ってしがみついても活用しながら生活改善なされるように努めてまいりたい。もちろん、今、関連の中でお話ありました道路ですとか、こういう景気浮揚が目的ではありません、それは間接的、二次的現象でありまして、私たちは、今、町民にとってそれが必要であるかどうかということが先にありきというふうに思っておりますので、ただ必要な分はいっぱいありますから、可能性のあるものがあればチャレンジをするなり強引に活動を、強引にという言葉つきますが、やっていくべきであるなど捉えているところでございます。

以上でございます。

委員長（川村重光君）

杉山委員。

1 番（杉山茂夫君）

1年生議員で大変初歩的な質問で申しわけないんですが、実はいつも予算書見ていて、私いろいろ、その辺の振り分けの部分でちょっとわからないところありまして、実は今の、例えばの話ですが、下水道の特別会計があつて、7ページの歳出があると、それで一般管理費の中の給与、職員手当、その部分の数字がございまして。それで次の給与費明細書という部分、例えば本年度は、いわゆる特別会計の下水道会計に携わる職員の部分での給料、職員手当が

あつて2名ということになっている。例えば町の職員の皆さんが特別会計の事業に携わっているのと同時に、一般会計予算の事業にも携わっていることもあるのかわかりませんが、例えば今の給与、職員手当が例えば一般管理費の中で348万2,000円、あるいは341万2,000円とあります諸手当、あるいは共済もあります。この部分と給与費の明細の2名分になって、その約倍になるわけですが、この辺の振り分けというのか整合性というのか、よく私わからないんです。ですから、例えば給与費明細の中でも下水道会計とあります。その辺の部分というのはどう考えればいいのか。例えば建設下水道課なり、あるいはいろいろ、町民福祉課なり、それぞれあると思うんです。その職員で一般会計に携わる仕事も特別会計に携わる仕事もあるので、その部分が一緒に合わないというんですか、そういうことなのか、その場合に特別会計のほう2名分を振り分けるとかいうことのシステムが、ちょっと全く私、勉強不足でわからないもんですから、その辺をちょっと教えていただければなと思います。

委 員 長（川村重光君）

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

総務課のほうからお答え申し上げます。

杉山委員の今のご質問ですと、7ページの一般管理費の2節の給料348万2,000円ございまして、同じく8ページですけれども、2項のほうに給料として403万8,000円ございまして、この金額と給与明細書の総括の部分の本年度の2名の752万円という金額は合計すれば一致しますので、これは一般管理部分と比較したのじゃないかなと思っております。

以上でございます。

1 番（杉山茂夫君）

ちゃんと見ていませんでした。一般管理費の給与部分と事業費に振り分けた分の給与ということで、わかりました。ありがとうございました。

委 員 長（川村重光君）

よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員 長 (川村重光君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成25年度六戸町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号 平成25年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (下田正幸君)

それでは、議案第29号 平成25年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の405ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を1億2,960万9,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと0.3%の減となりました。

また歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

款項の内容につきましては事項別明細書により、ご説明いたします。

事項別明細書の3をごらんいただきたいと思います。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

最初に、歳入からご説明いたします。

1款分担金及び負担金については、受益者分担金として前年度と同額の3万円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項使用料は排水使用料ほかで1,273万8,000円を、2項手数料は2万9,000円を計上いたしました。

4ページをお開き願います。

3款繰入金については、一般会計より昨年度より0.3%減の1億1,680万9,000円を計上いたしました。

4款繰越金及び5款諸収入については科目の設定でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費については、金矢地区、七百地区、岡沼地区のそれぞれの処理場管理費として、昨年度より1.8%減の2,370万9,000円を計上いたしました。

主な内容といたしましては、物件費のほか委託料に処理場及びマンホールポンプ維持管理業務ほかで623万円を計上。工事請負費にマンホールポンプ修繕工事ほかで395万1,000円を計上いたしました。

6ページをお開きください。

2項建設事業費については、工事請負費に公共ます設置工事ほかで90万円を計上いたしました。

2款公債費につきましては、元利償還分として前年度と同額の1億500万円を計上いたしました。

以上で議案第29号の説明を終わります。

委員 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入及び歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

ないですか。

（「なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 平成25年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号 平成25年度六戸町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではご説明申し上げます。

議案第30号 平成25年度六戸町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案の407ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を12億5,469万7,000円と定めるものであります。前年度比4.9%の増となりました。

第1条は、予算総額を定めるもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

まず最初に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料では、第1号被保険者保険料として2億247万8,000円。

4ページをお開きください。

5款国庫支出金、1項国庫負担金では、給付費負担金として2億1,649万2,000円、同じく2項国庫補助金に調整交付金等として1億987万円。

6款支払基金交付金、1項支払基金交付金に、介護給付費交付金等として3億4,311万9,000円。

7款県支出金、1項県負担金として1億6,171万円。

7ページをお開きください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金に1億9,988万1,000円。

同じく2項基金繰入金に、基金繰入金として934万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費に、給与等として3,908万4,000円。

10ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費に、居宅介護サービス・地域密着型介護サービス・地域介護サービス給付費等として10億2,767万3,000円。

同じく 2 項介護予防サービス等諸費に、介護予防サービス給付費等として4,704万6,000円。

同じく 4 項高額介護サービス等費に2,496万円。

同じく 6 項特定入所者介護サービス等費に5,864万9,000円。

16ページをお開きください。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費に1,946万9,000円。

同じく 2 項包括的支援事業・任意事業に1,839万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で議案第30号の説明を終わります。

委 員 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入及び歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

円子委員。

8 番 (円子徳通君)

2点ほど、11ページの施設介護サービス給付が3,061万7,000円ほど減っております。この理由、何か理由があるのでしょうか。

それと私もよくわからないんですが、24ページを見ますと、初任給の中に医療職というのがあるんです、大学卒の20万1,100円。当町では、多分、医療職の方は介護には携わっていないと思うんですが、なぜこれがあるのかちょっと教えていただきたい。もしかすれば、これは介護の何かに医療の方々が必要なときに、これが載っておるのか。ちょっとこれは確認までですが、2点お願いします。

委 員 長 (川村重光君)

町民福祉課長。

町民福祉課長 (保土沢定一君)

それではお答え申し上げます。

施設サービスのほうにつきましては、今現在、施設を使う方が人数的に若干減ってきているということから減となっております。

それから給料のほうの、医療職とありましたけれども、今現在、介護保険のほうには保健師1名いますので、その方の分ということに、以上でございます。

(「わかりました」の声あり)

委員長(川村重光君)

いいですか。

8番(円子徳通君)

すみません、単純な質問で、保健師は医療職になるんですね。1人おるんですね。

町民福祉課長(保土沢定一君)

はい。

8番(円子徳通君)

わかりました。前、たしか私、質問したときに、包括支援センターでは医療に携わる方はだれかいますかと言ったらいますと言ったので、それでちょっと聞いてみたんです。わかりました。よろしいです。

委員長(川村重光君)

総務課長。

総務課長(坂本定美君)

総務課からお答え申し上げます。

医療職3表につきましては、保健師と看護師の職員が適用となります。現在、この介護保険特別会計につきましては保健師の方が配置されていますので、医療職3表ということでございます。

委員長(川村重光君)

わかりましたか。いいですか。

(「いいです」の声あり)

委員 長 (川村重光君)

そのほかございませんでしょうか。

いいですか。

(「なし」の声あり)

委員 長 (川村重光君)

それでは質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 平成25年度六戸町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号 平成25年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではご説明申し上げます。

議案第31号 平成25年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案の411ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額は1億196万8,000円と定めるものであります。

第1条は、予算総額を定めるもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料に5,330万5,000円。

3 款繰入金、1 項繰入金に、一般会計繰入金として4,813万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費に人件費等として1,349万円。

2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金に保険料負担金等として8,795万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で議案第31号の説明を終わります。

委 員 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入及び歳出、給与費明細書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（川村重光君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 平成25年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号 平成25年度六戸町霊園事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(下田正幸君)

議案第32号 平成25年度六戸町霊園事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の414ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を991万5,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、1.4%の増となりました。

また、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

款項の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書をお願いいたします。

3ページをお開きお願いします。

1款使用料及び手数料、1項使用料については、霊園使用料等で昨年より21.6%減の83万5,000円を計上し、2項手数料は科目設定であります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金については、昨年度比較4.2%増の907万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

1款事業費、1項総務管理費に、長期資金元利償還を主に991万5,000円を計上いたしました。

その他、主な内容といたしましては、物件費のほか委託料に霊園清掃管理業務ほかで71万3,000円を計上、償還金利子及び割引料に長期資金元利償還金として890万9,000円を計上いたしました。

以上で議案第32号の説明を終わります。

委員 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

議事進行上、歳入及び歳出、地方債に関する調書を一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

河野委員。

7 番（河野 豊君）

霊園事業に関して毎回質問させてもらっているものでございます。この霊園ができて、かれこれ5年ぐらいたつのかなと思っております。最初にちょっとお聞きしたいのは、平成24年度、まだ全部終わっていませんけれども、現段階で、平成24年度で何ぼ売れたのかというのをお知らせいただきたいのと、あとは歳出のほうで霊園使用料で返還分というのが23万載っているんですけれども、これは返却になったものと理解しているんですけれども、ちょっとこの2点ご説明をお願いいたします。

委員 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

24年度現在の利用されている区画数ということなんですけれども、21年度にスタートしておりまして、現在、24年度は2区画の新規の申込みがございまして、26区画現在使用されております。

それで返還金の件なんですけど、5年以内に返還していただければ使用料については返還するというような要綱になっておりますので、24年度において1区画転出されて、お返しされた方がございますので、その分を返還しております。

以上でございます。

委員 長（川村重光君）

河野委員。

7 番（河野 豊君）

毎年、繰入金が900万近く繰り入れされているんですけども、その状況がずっと今後も続くようであれば、やはり何らかの対策はしていかなきゃいけないと思うんです。公の墓地だからいいんだということではなくて、やはり何らかの、どっかで考え方を変えていって、さらには、今、小松ヶ丘という地区は非常に新築の住宅は建ってきております。その中においても、やはり若い人たちが非常に多い現実があります。その中で、やはりお墓を求めたいという気持ちにはまだまだならないとは思いますが、やはり何らかの形で墓地を売っていくというんですか、というのは必要なことだと思うんです。そのことについては町長もいろいろ考えておられると思うので、ここで町長のこれからの考え方というんですか、墓地に対する、ちょっと述べていただけませんか。

委員 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、経費もかかっているからということなのですが、これは、こういう施設を設置する前からコストはかかるんだという、公になりますと必ずそういうことが発生してまいります。また新たにやっても絶対数が一気に需要が出てこない限りにおいては、より管理費等の負担がふえるというのが、私ども公でやる場合の形なのかなというふうに思っております。

今のご質問の件で、私どもとしては需要とのバランスからいこうというふうに区画のことを考えております。ただ中には無縁的な意味合いの方がいらっしゃって、そういうところを設けてくれないかというお話もあります。ただ、それが必要性という部分は、私はお話を聞いていてわからないわけではないんですが、お一方、お二方のことで、今、大きな投資というふうになりますと、今ご質問ありましたように、管理費のほうばかりが膨らんでいってということもございます。今、区画ということを分譲という形でやっておりますけれども、今後の需要等に即しながら考えていく課題だなというふうに思っておりますので、今こうすれば来るだろうとか、私ども民間事業者ではありませんので、こうなればもうかるとか、この辺はどうだろうという、感覚的には考えますが、公としての立場としての対応を、今後、需要等をにらみながら考えてまいりたいものだなというふうに思っております。

委員 長（川村重光君）

河野委員。

7 番（河野 豊君）

今の答弁ですと、結局、公だから要は積極的にはやらないよというふうにはしか聞こえないんですね。ですから、やはりそれだと毎年、繰出金をどんどん要は積み上げていくような形に、建設費の償還というのももちろんありますから全くだめだということではないんですけども、結局、償還金だけを返却していくような形にしかならないと思うんです。ですから、もっとどっかで考え方を変えて、要は商売とかそんなのは抜きにして、やはり公営墓地ですから、墓地というものを考えると、やっぱり町としてもせつかく墓地があることによって、例えば小松ヶ丘団地がより今以上に活性化して建設が進むというふうな、そういうプラス的な考えの方向に持っていくことは不可能なのかなと、不可能ではなんじゃないのかなと私思っているんです。

墓地については再三再四、私も最初からいろいろ申し上げてきた経緯があるんですけども、どうでしょう、やはりそういう諮問委員会みたいなのとちょっとおかしいんですけ

れども、そういうことも立ち上げて、やはりせつかくの町営墓地ですから、その墓地を有効利用できるような流れをつくっていくこと、これは必然的なことではないかなと私は思うんです。このまま時の流れに任せてやっていたんでは、ここにもありますように逆に言うと、これが返却だとか、そういうことも出てくるのかなと思ったりもしていますので、その辺のところ町長もう1回ちょっと答弁願えますか。

委 員 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

冒頭申し上げましたが、経費という部分からお話ございましたけれども、これは、今、実際行って、また新たにやればこういう経費は増大してくるとい、シビアに申し上げてそういうのがございます。ですから、これを建設するに当たりましても需要等にらみ合わせながら、実際は全部を造成するというのではなくて、今後のあれに合わせながら対応していきましようというふうに思っております。ですから、この経費がかかるということは、このプランが出てきた段階で、また要望があった段階で町の負担が発生するという認識で私自身はおりました。今、まだ区画等もありますので、その需要の動向等見ながら、次の段階になればもっと負担金はふえるかもしれませんけれども、その人々へ応えるような形にしていければなというふうに思っているところでございます。

今の段階は、このような状況でございますので、地域の墓地でもって活性というのはちょっとなかなかしゃべりにくい、いいのかわからないところの分野であります。まずは実際に、適当にあったような墓地じゃないよという管理所のことだけは、今この事業に取りついたらばかりでございますから、そのことを胸にしなから、維持管理費も若干これにかかってはいますけれども、私どもとしては整備して、もし墓地公園的な意味合いの利用とか、そういうような要望等あれば、今後の墓地のあり方、つくり方はどういうふうにするかとか、そういうことも考えながらいくことに将来はなろうかなというふうに思っているところでございます。

委 員 長（川村重光君）

そのほか質疑ありませんか。

12番。

12番（苔米地繁雄君）

どうしても、やはり予算の作り方が、私の頭こんがらがっているのです、もう1回教えてもらいたいんですが、一般会計の繰入金が907万9,000円必要である。それで霊園使用料が835,000円、総務手数料が1,000円、歳出のほうへいくと、一般財源は今度ゼロになりますよね。それで特定財源のほうに全部入っている。さっきの下水道のほうでも聞いたわけですが、けれども、どうなっているのかなと思って、その他も一般財源も一緒なのかと思うんですが、この辺の作り方をちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

また私のほうから説明させていただきます。

ご質問は歳入の科目を特定財源と一般財源にどのような分類をしているかというような内容……

（「さっきの話で大体わかったんだけど、ここへくると一般財源がゼロになっているんですね」の声あり）

企画財政課長（保土沢博昭君）

この霊園会計の予算の構成につきましては、歳出予算に充当する財源を全て特定財源に振り分けたような構成の仕方をいたしました。したがって、要は歳出は維持管理費と、それから起債の償還、これが大きなものになりますが、それに充当する財源は、一般財源というのは、例えば一般会計でありますと、税とか交付税とかというようなことに分類されると思うんですが、霊園の場合は使用料とか、そういったものが歳入ということになりますが、それは維持するための目的として条例で定めていただく使用料というようなことで、使用料につきましては、これもどの会計でも特定財源でございます。繰入金につきましても、これは予算を整理する段階で、この会計では特定財源に整理したというようなことでご理解いた

だきたいと思います。

(「わかりました」の声あり)

委員 長 (川村重光君)

企画財政課長。

企画財政課長 (保土沢博昭君)

補足でございますが、そういった考え方は介護会計にも国保会計にも、全てその一般財源でなくて特定財源として分類、計上というふうなことで構成しております。

委員 長 (川村重光君)

苫米地委員。

12 番 (苫米地繁雄君)

理解しろというから理解しました。だから、今言ったように国保でも何でもそうなっているわけです。私、簡単なところで聞こうと思って、一番わかりやすいところで聞こうと思って、今聞いているわけです。大変ありがとうございました。

委員 長 (川村重光君)

そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

委員 長 (川村重光君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 平成25年度六戸町霊園事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、当予算特別委員会に付託されました平成25年度予算関係議案8件の審査が全て議了いたしました。

審査の結果はいずれも原案可決であります。つきましては、3月11日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、委員各位のご協力によりまして予算特別委員会委員長職務を果たすことができました。心から厚くお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 (午前11時19分)